

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
【自治体支援】					
1【自治体支援】地域マネジメント					
1	自治体伴走支援における自治体との面談方法の形式知化に向けた調査研究	<p>人口減少が進む2040年代を見据え、これからの地域包括ケアシステムの深化・進化では、自治体が地域の目指す姿(ビジョン)を明らかにし、その実現に向けた取り組みを自治体が自ら選択し組み立てられるよう、施策・事業のマネジメントを革新する必要がある。</p> <p>これからの自治体における自らビジョンを描き施策・事業をマネジメントする力を高めるため、必要性和有効性が明らかである伴走支援における「自治体との面談方法」のうち、特に自治体職員から寄せられる悩みことや不安、質問・疑問とそれに対する適切な回答のデータを1,000問程度を蓄積する。作成した質問-応答セットは、伴走支援に携わる者(都道府県職員など)が活用できるよう公表することを念頭において作成する。</p> <p>自治体向け伴走支援の知見を持つ有識者や実務者から成るWGを設置し、各課室等の伴走支援に係る関連事業との連携、質問の収集、回答案及び将来的な展開方策の検討を行う。WGは6名程度、4回程度の開催を想定。</p>		国(厚生局含む)や都道府県等で実施している伴走支援事業と連携して事業を進めること	総務課
4【地域包括支援センター】					
2	市町村における地域包括支援センター事業評価指標の分析に関する調査研究事業	<p>地域包括支援センターの事業評価については、令和6年6月に見直された新たな指標による評価が令和7年度より開始したところ。新指標では、地域包括支援センターが地域の分析結果を踏まえた中長期的な視点に立った対応を行うことができているかを評価する項目の新設、アウトプット指標や中間アウトカム指標の新設、市町村が選択可能な任意の項目の設定などを行っている。</p> <p>本事業では、これらの新設項目を含め、全国の事業評価に係る実態把握を行うとともに、地域包括支援センターの機能強化に資するよう、市町村及び地域包括支援センターへのフィードバック方法の検討及び活用可能なツールの策定と、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標への反映の可能性について検討する。</p>			認知症施策・地域介護推進課
7【介護サービス共通】					
3	特別地域加算等の在り方に関する調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定においては、どの地域においても必要なサービスを確保していく観点から、離島・中山間地域・豪雪地帯等について、介護報酬上の評価の在り方を含め必要な方策を引き続き検討していくべきであるとされたところ。</p> <p>本事業では、特別地域加算等の取得状況や、離島・中山間地域・豪雪地帯におけるサービス類型ごとの利用者数・移動距離・移動手段・移動時間等のサービス提供状況等を自治体、事業者等へのアンケートやヒアリング等の必要な手法により把握し、特別地域加算等の現状と課題を整理・分析する。</p>			老人保健課
4	介護予防・日常生活圏ニーズ調査の利活用を見据えた調査方法等の標準化に向けた調査研究	<p>2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ(令和7年4月10日)において、「自治体の介護予防に関する取組を評価するためのデータ収集・活用の仕組み」の検討を進める必要性について示されており、介護予防に関する取組を評価・検証することの重要性が指摘されている。介護予防に関する地域の実情を把握するための基礎的な調査として、介護予防・日常生活圏ニーズ調査(以下、「ニーズ調査」)があるが、調査方法は自治体に委ねられており、ばらつきがあることが想定される。全国の介護予防に関する取組の評価をするための仕組みの検討に当たり、本事業では、今後のニーズ調査のあり方に向けた検討を行うとともに、各自治体の実行可能性を確保し、比較・分析できる標準的な調査方法(抽出、集計、調査項目等)等を検討し、報告書にとりまとめる。</p>		・本事業を遂行するに当たり、介護予防に関する研究や取組に精通した研究者・有識者、ニーズ調査を担当している自治体担当者等からなる検討会を設けること。また、厚生労働省と連携をとること。	老人保健課
【在宅サービス】					
9【在宅サービス】介護系サービス					
5	訪問入浴介護の持続可能な提供体制構築に向けた評価のあり方に関する調査研究	<p>訪問入浴介護は、高齢者が要介護状態となっても在宅での生活を継続するために必要なサービスであり、その提供体制を将来にわたって安定的に確保することが重要である。</p> <p>本研究では、訪問入浴介護事業所が直面する経営上の課題を把握するため、車両の取得や維持管理などサービス提供に係るコストのほか、サービス提供時間や内容にかかわらず一律の報酬体系、など訪問入浴介護に特有の課題や仕組みに着目した事業所向けのアンケート調査及びヒアリング調査を行ったうえで、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、サービスの特性や地域特性を踏まえた安定的な提供体制の確保に向けた課題と対応方策を検討し、報告書としてとりまとめる。</p> <p>①サービス提供体制のかかるコストの実態把握と適切な評価の検討 車両や入浴資材の取得及び維持・管理に係る費用や、燃料費、一時的な駐車費用等の経費に加え、移動時間や移動距離といったコストについて、地域類型(都市部、中山間地域、離島など)や季節性に応じて把握するとともに、これらのコストが経営に与える影響を把握・分析する。</p> <p>②サービス提供時間や内容にかかわらず一律の報酬体系に関する実態把握 サービス提供時間や介護量のほか、医療的ケアや着取り対応の具体的な内容や時間、コスト、看護職員の関与度、看取り連携体制加算の取得状況などについて、利用者の要介護度や疾病の有無等に応じて把握・分析するとともに、適切な評価の在り方を検討する。</p> <p>③安定的なサービス提供のあり方の検討 介護職員や特に看護職員の人材確保状況、利用者確保状況、利用者都合のキャンセルの頻度及び理由、サービス提供時間帯と利用者ニーズの関係等について実態を把握するとともに、サービス提供時間帯に応じた評価など、安定的なサービス提供体制を確保するための適切な方策を検討する。</p>			認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
【施設サービス】					
10【施設サービス】介護施設共通					
6	介護施設等における国土強靱化対策の推進に関する調査研究事業	<p>社会福祉施設等の国土強靱化対策については、これまで累次の取組を進めてきたところであり、本年6月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画においても、耐震化対策、ブロック塀改修、水害対策、非常用自家発電整備の4事業が「推進が特に必要となる施策」として位置づけられ、令和12年度に向けて対策を進めることとされたところである。</p> <p>他方、取組を引き続き推進していくに当たって、4事業ごとに介護施設等の立地や構造等を十分踏まえたうえで、緊要性の高い介護施設等に対する取組を一層重点化していくとともに、南海トラフ地震等の災害に備えるためにも自治体や介護事業者においてもこうした取組の重要性への意識を醸成していく必要がある。</p> <p>このため、本事業では、</p> <p>①介護事業者を対象にしたアンケート調査により対策の理解度や取り組みに当たっての課題を明らかにする</p> <p>②先行事例等のデスクリサーチにより対策後の優先度の判断基準や具体的な工夫等を整理する</p> <p>③地方公共団体（災害担当部局を含む）に対するヒアリング調査により好事例や取組の効果を把握する</p> <p>ことにより、行政・事業者の連携もとの国土強靱化対策の推進に資する方策について報告書にとりまとめるとともに、対策事業ごとの取組事例集の作成や、地方公共団体が計画的に事業を推進するための見込み量の推計方法を明らかにする。</p> <p>なお、対策事業ごとに取組むこととしている内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化対策：昭和56年以前に建築された旧耐震基準の施設等で、令和8年度以降に対策を講じる予定があるもの。 ・ブロック塀改修：平成30年度12月時点における緊急調査により、倒壊の危険性が確認されたブロック塀を有する施設等で、令和8年度以降に対策を講じる予定があるもの。 ・水害対策：洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する施設等で、令和8年度以降に対策を講じる予定があるもの。 ・非常用自家発電整備：医療的な対応が必要な方が入所・入居している施設で、令和8年度以降に対策を講じる予定があるもの。 			高齢者支援課
12【高齢者向け住まい対策】					
7	高齢者住まい入居紹介事業の適切な事業運営に関する調査研究	<p>高齢者住まいの入居紹介事業は、入居希望者と有料老人ホーム等の高齢者住まいの間をつなぐ役割を担っているが、一部の事業者による高額な紹介手数料が問題となり、事業運営や、高齢者住まい事業者との関係の不透明さ等が指摘されているところ。</p> <p>そこで、紹介事業者の事業運営実態を把握するため、全国の紹介事業者に対してアンケート調査を実施するとともに、高齢者や家族、専門職等が安心して紹介事業者を利用することができるような仕組みや、紹介事業者が遵守すべきルール等について、参考となる事例も収集しながら整理を行う。</p>			高齢者支援課
【認知症施策】					
15【認知症施策】普及啓発・本人発信支援					
8	認知症の人の診断直後のピアサポート活動の実施体制構築に向けた調査研究事業	<p>昨年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症の人が診断後早い段階で認知症の当事者に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポート活動等を推進することが掲げられている。</p> <p>認知症と診断された直後の本人およびその家族が孤立しないために診断後支援は重要であり、特に医療機関においてピアサポート活動を実施することは、早い段階から当事者が「話せる」「相談できる」場を確保することにつながる。一方、医療機関におけるピアサポート活動の実施状況や効果的な方法等については明らかとなっていない。</p> <p>また、医療機関以外の場であっても、医療機関と密接に連携して、ピアサポート活動を行っているケースや「ピアサポート活動」という名称以外でも、認知症の当事者同士の診断後支援の場が設置されているケースも散見される。</p> <p>本事業では、診断後支援として医療機関等で実施されているピアサポート活動の実施状況やその方法について全国的に調査を行うとともに、その推進方策について報告書にまとめ、ピアサポート活動の推進に寄与することを目的とする。</p>			認知症施策・地域介護推進課
17【認知症施策】医療・ケア・介護サービス介護者への支援					
9	BPSD予防の見地からの専門的医療のかかりについての調査研究	<p>入院時のBPSDに対する専門的治療や予防的対策の観点から、認知症本人への接し方、生活リズムの調整と生活環境の整備が重要視されるべきだとする令和6年度の調査結果を踏まえて、令和7年度は、認知症患者の退院計画の在り方について検討し、医療・介護現場のみならず在宅療養においても、BPSDの予防に向けて専門的医療がどのように関わるべきであるのか等を手引き等としてまとめ周知する。</p>		令和5年度「認知症の人や家族のための入退院等に際した精神・心理的支援の調査研究」および令和6年度「BPSD予防の見地からの専門的医療のかかりについての調査研究」の結果を踏まえて実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
19【認知症施策】研究開発・産業促進・国際展開					
10	認知症の当事者参画型研究の推進に向けた調査研究事業	<p>「認知症施策推進基本計画」では、「認知症の人と家族等の経験・意向を踏まえながら研究テーマを構成する当事者参画型研究を推進する」と規定されている。</p> <p>他方で、研究分野における認知症の人や家族等の参画については、令和6年度の「認知症の本人参画型研究についての調査研究事業」でそのあり方について方向性を示す政策提言はまとめられたものの、その実践は進んでおらず、研究者と認知症の人及び家族等を具体的に結びつける方法が確立しているとは言えない状況にある。</p> <p>本事業では、研究分野における認知症の人や家族等の参画について、認知症の本人や家族、研究者、有識者等で構成する検討会において、主として研究者と認知症の人及び家族等を具体的に結びつける方策の調査・検討を行い、モデル事業として実践するとともに、その推進方策について報告書にまとめ、研究等への認知症の人や家族等の参加の促進に寄与することを目的とする。</p>		本事業の実施に当たっては、令和6年度に実施した「認知症の本人参画型研究についての調査研究事業」の報告書を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
【介護人材確保対策】					
22【介護人材確保対策】人材育成					
11	外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得支援強化に関する調査研究事業	外国人介護人材については、日本の介護現場で長期間就労し、キャリアアップしていきたく望む者も多くいるところ、その実現のためには介護福祉士資格を取得することが求められる。介護福祉士の資格取得に向けては、学習と就労を両立させる必要があること等から、事業所による支援をはじめ、関係者による支援が重要となる。 令和6年度国家試験を受験した外国人介護人材を対象にアンケート調査を実施し、学習や就労状況、事業所の支援について把握する。また、昨年度の調査結果と合わせて分析し外国人介護人材の学習状況、事業所の支援に関する傾向を把握する。新たに外国人本人や事業所へのインタビュー等も行う。その上で、外国人介護人材の国家試験合格に向けた支援の望ましいあり方等について検討する。			福祉基盤課福祉人材確保対策室
【介護ロボット・ICT・生産性向上】					
24【介護ロボット・ICT・生産性向上】ICT・生産性向上					
12	介護テクノロジーに係る市場動向調査	令和7年6月13日付け閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において後に介護分野を含む12の業種について、それぞれ「省力化投資促進プラン」が策定されたところである。また、同実行計画においては、今後の対応方針に関し、「業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握（略）、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。」とされている。このため、同実行計画を踏まえ、介護テクノロジーに関する市場規模について、調査を実施する。		市場規模の調査にあたっては、「介護テクノロジー利用の重点分野」を中心に調査を実施することとし、あわせて、通信機能を具備した福祉用具について、その流通状況をあわせて調査をすること。	高齢者支援課
13	介護事業所における協働化等による職場環境改善の効果検証等に関する調査研究事業	2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、中長期的な介護サービス提供体制を確保するためには、地域単位でも社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化等を通じた職場環境改善の取組を推進する必要がある。2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する検討会において提言されたように、協働化等にあたっては、特に、報酬の請求や記録・書類作成業務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化等により、安定的に事業の継続を図ることが必要である。 また、規模を問わず、事業者が協働化等しやすい体制を整備していくため、自治体や事業者団体等と連携して地域において協働化等を進める際の推進役を育成していく必要がある。 このため、本事業は、テクノロジー導入支援の中の令和6、7年度の補助事業「協働化・大規模化等による職場環境改善事業」等における取組等も活用しながら、バックオフィス業務の効率化を含めた事例集を作成するとともに、委員会を設置の上、これらの取組事例の把握・分析を通じ、テクノロジー導入やバックオフィス業務の効率化に向けた方法等や、協働化等を推進する人材が果たした役割、具体的な協働化に向けた取組・調整方法等を検証し報告書をまとめることとする。			高齢者支援課
14	テクノロジーの活用によるタイムスタディ調査の省力化の検討及び当該調査結果を踏まえたオペレーションの見直しに関する負担軽減手法の調査研究	厚生労働省老健局が開催する「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会等において、テクノロジーやいわゆる介護助手等（以下「テクノロジー等」という。）を活用した生産性向上の取組による効果の創出のためには、テクノロジー等の導入の前に、業務の切り分けや役割分担の明確化を図り、介護職が関わらなくてもいい業務を適切に洗い出すことが重要である、などの意見があった。こうした業務の切り分けの再考にあたっては、従来より、生産性向上ガイドライン等によりタイムスタディ調査及び当該調査結果に基づく業務の切り分けの実施を推奨してきたところであるが、現場からの声として、当該タイムスタディ調査の実施が相当程度負担となっているとの声もあった。このため、近年のテクノロジー等の進展状況を踏まえ、テクノロジーの活用によるタイムスタディ調査の省力化の検討及び当該調査結果を踏まえたオペレーションの見直しに関する負担軽減手法の調査研究を実施し、現場において、より簡便に業務の切り分けや役割分担の明確化を図り手法について提案する。		タイムスタディ調査については、令和6年度介護報酬改定で新設した生産性向上推進体制加算（Ⅰ）において実施を求めるタイムスタディ調査の調査表の内容を元に省力化を図るための手法を検討すること。	高齢者支援課
15	介護事業者への経営支援モデル事業	生産性向上の取組に関し、都道府県でワンストップ窓口を整備し、令和8年度中に全都道府県に設置される予定となっている。また、介護現場革新会議を都道府県に設置し、よろず支援拠点等、関係機関と連携することとなっている。2040あり方検討会においても、雇用管理や生産性向上等を行うとともに、介護事業者の経営支援を地域の関係者と連携して実施していく方向性が中間とりまとめに記載された。いくつかの地域において、介護事業者へのアウトリーチ、連携手法、専門機関等へのつなぎ、関係者の介護への理解醸成など、モデル的に実施する必要がある。本事業では、ワンストップ窓口による支援の中で経営支援のニーズが確認できた際、WAMや金融機関、よろず支援拠点、地域の専門職（会計士、中小企業診断士、社労士等）につなぎ、介護事業者に対する経営支援を実施するモデル構築に向けた企画や調査研究を行い、報告書をまとめる。		本事業は実施期間が短いため、原則、モデル構築の検討を行うための調査研究とするが、モデル事業を行うことを妨げるものではない。	高齢者支援課
27【権利擁護施策】					
16	地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業	全国どの地域においても、必要とする人が、市民後見人や法人後見人による支援を受けられるよう、権利擁護の担い手の確保・育成を推進する必要があるが、専門職後見人に比べ、市民後見人や法人後見人の受任件数は低調であり、また、市民後見人養成研修修了者の活躍の場が少ないこと等が指摘されている。 本事業では、都道府県・市町村における市民後見人養成等の実態、市民後見人や法人後見人の受任件数の低調の原因や受任増加に向けた取組、社会福祉協議会等での市民後見人の活用の取組等を調査し、好事例を取りまとめた市民後見人のさらなる活躍促進策を検討するとともに、法人後見人の推進に向け、望ましい法人後見人の在り方等を示すガイドラインの策定や、成年後見制度利用支援事業の実態等も踏まえたさらなる方策の検討を行う。			認知症施策・地域介護推進課